

令和4年6月2日

各県立学校長様

教 育 長
〔 学校経営戦略推進課
 高校教育指導課
 豊かな心と身体育成課
 特別支援教育課 〕

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県立学校の対応について（通知）

このことについて、現在、令和4年3月4日付教育長通知「集中対策の終了及び感染再拡大の防止に向けた県立学校の対応について」に基づいて、感染再拡大を防止する取組を各校で継続していただいているところです。

社会の経済活動等が徐々に日常に戻っている中で、学校においても安全な学校教育活動を確保しながらも、可能な限り日常に戻していくことが必要であるという観点から、別紙のとおり、感染拡大の防止に向けた県立学校の対応を変更します。

なお、現在も学校においては、一定数の感染者が発生しており、感染対策が不十分であれば拡大するおそれがあります。「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2022.4.1 Ver.8）」のレベル2の行動基準及び別紙に基づき、引き続き感染症対策を徹底した上で教育活動に取り組んでください。

〈問合せ先〉

- 全体に関する事
担当 学校経営戦略推進課学校経営支援担当
電話 (082)513-4966
- デジタル機器に関する事
担当 学校経営戦略推進課情報化推進係
電話 (082)513-4947
- 学習活動に関する事
担当 高校教育指導課高校教育指導担当
電話 (082)513-4994
- オンライン学習に関する事
担当 高校教育指導課情報教育担当
電話 (082)513-4895
- 文化部活動に関する事
担当 高校教育指導課企画調整係
電話 (082)513-4991
- 感染拡大防止対策に関する事
担当 豊かな心と身体育成課健康教育係
電話 (082)513-5036
- 体育・運動部活動に関する事
担当 豊かな心と身体育成課学校体育係
電話 (082)513-5032
- 特別支援学校に関する事
担当 特別支援教育課特別支援教育指導係
電話 (082)513-4982

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県立学校の対応について

令和4年6月2日

1 趣旨

県内の感染者数は依然高止まりの状況であるが、経済活動などは徐々に日常に戻ってきており、安全な学校教育活動を確保しながらも可能な限り日常に戻していくことが必要であるとの観点から、感染対策のポイントを絞り、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組を次のとおり変更する。

2 内容

各校の感染状況（[A]～[C]）に応じた対策を実施する。

[A] 感染者※が発生した日（陽性判明日）の翌日を起算日とし、6日間経過していない学級
または部活動

[B] 7日間以上、感染者※が発生していない学級または部活動

[C] 13日間以上、感染者※が発生していない学級または部活動

※ここでいう感染者には「感染可能期間に当該校の幼児児童生徒及び教職員との接触がない者」は含まない。

(1) 基本的な感染拡大防止対策の徹底

[A] [B] [C]

- ・ 幼児児童生徒又は教職員等に発熱等の症状がある場合は、自宅等での休養を徹底すること。同居の家族に発熱などの症状があり、未診断の場合も同様とする。
- ・ 飲食時においては、マスクを外した状態での会話は行わないよう、黙食の指導を徹底すること。

(2) 授業

[A] [B] [C]

- ・ 原則対面とし、臨時休業等によりオンラインによる授業配信が必要となった場合には、幼児児童生徒の家庭の通信環境等に留意し、通信環境の整わない幼児児童生徒がいる場合には関係課と連携すること。

[A]

- ・ 感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動については、実施しないこと。

[B] [C]

- ・ 感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動については、慎重に実施の可否を検討すること。

(3) 部活動について

【感染者が発生した部活動】 [A] のみ

- ・ 感染リスクを低減させた上で、活動を平日（週休日及び休日を除く日をいう。）のみとすること（ただし、大会、コンクールの出場等はこの限りではない。）。また、学校が独自に行う他校との練習試合、合同練習（合同チームは除く。）及び宿泊を伴う活動（大会、コンクール出場等は除く。）は行わないこと。
- ・ 大会、コンクールに出場する部については、けが防止等の観点から校長が認める場合には、開催1か月前から、出場するに当たり必要な活動（週休日及び休日の活動を含む。）は可とする。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため、教職員等が活動状況を確認し、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動等は実施しないこと。

【感染者が発生していない部活動】

- ・ 感染リスクを低減させた上で、平日、週休日（土日）及び休日の活動を可とする。
- ・ 学校が独自に行う他校との練習試合、合同練習（合同チームは除く。）及び宿泊を伴う活動（大会、コンクール出場等は除く。）は実施を慎重に検討する。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため、教職員等が活動状況を確認し、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動等は実施を慎重に検討すること。

【クラスター（一定期間に5人以上連続で感染者）が発生した部活動】

[A] 対応の後、[B] [C] 対応とする。

[B]

- ・ 感染リスクを低減させた上で、平日及び週休日（土日のいずれか）の活動も可とする。
- ・ 学校が独自に行う他校との練習試合、合同練習（合同チームは除く。）及び宿泊を伴う活動（大会、コンクール出場等は除く。）は行わないこと。
- ・ 大会、コンクールに出場する部については、けが防止等の観点から校長が認める場合には、開催1か月前から、出場するに当たり必要な活動（週休日及び休日の活動を含む。）は可とする。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため、教職員等が活動状況を確認し、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動等は実施しないこと。

[C]

- ・ 感染リスクを低減させた上で、平日、週休日（土日）及び休日の活動を可とする。
- ・ 学校が独自に行う他校との練習試合、合同練習（合同チームは除く。）及び宿泊を伴う活動（大会、コンクール出場等は除く。）は実施を慎重に検討する。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため、教職員等が活動状況を確認し、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動等は実施を慎重に検討すること。

[A] [B] [C]

- ・ 部室や更衣室等で密になることや食事は避け、短時間の利用とすること。

3 取組の開始時期

令和4年6月3日（金）

4 その他

感染状況によって各学校の取組が異なることから、感染者となった幼児児童生徒がいじめや誹謗中傷などの対象とならないよう、情報管理など対応には十分配慮すること。